

平成27年度の

保育所・幼稚園・認定こども園 の保育料が決まりました



平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い保育料の改正を行いました。

◆ 幼稚園・認定こども園短時部（1号認定）の保育料

階層区分		保育料 (単位: 円)	
		3歳児	4・5歳児
1	生活保護世帯	0	0
2	市民税所得割 非課税世帯	0	0
	ひとり親世帯等 以外の世帯	1,000	800
3	市民税所得割 77,100円以下	4,800	3,900
	ひとり親世帯等 以外の世帯	5,100	4,200
4	市民税所得割 211,200円以下	6,500	5,400
5	市民税所得割 301,000円未満	8,100	6,700
6	市民税所得割 301,000円以上	10,300	8,500

年齢区分による
定額制



応能負担による
保育料 (国が定
める保育料を限
度とする)

保育料の他に給
食費 (月額3,200
円)、教材費 (月
額1,000円) 等が
必要

公立幼稚園に
平成26年度在園
し、平成27年4
月に進級した児
童のうち、階層
区分が5階層、6
階層となる場合



平成27年度に
限り保育料は
5,400円

小学校3年生以
下の子どもで第2
子は半額、第3子
は無料

階層区分が2階層
から5階層に該当



18歳未満の子
どものうち第2子
以降の保育料が
申請により全額
免除となります
(所得制限により
6階層は軽減対象
となりません)

◆ 保育所・認定こども園長時部（2号・3号認定）の保育料

階層区分		保育料 (単位: 円)						
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
		保育標準 時間	保育短時間	保育標準 時間	保育短時間	保育標準 時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
B	市民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	
		ひとり親世帯等 以外の世帯	5,200	5,200	3,900	3,900	3,800	3,800
C	市民税所得割 非課税世帯	ひとり親世帯等	8,300	8,200	6,000	5,900	6,000	5,900
		ひとり親世帯等 以外の世帯	9,300	9,100	7,000	6,900	7,000	6,900
D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10	48,600 円 未満	ひとり親世帯等	14,000	13,800	10,100	9,900	10,100	9,900
		ひとり親世帯等 以外の世帯	15,100	14,800	11,900	11,700	11,900	11,700
	72,800円未満	19,200	18,900	16,700	16,400	16,600	16,300	
	97,000円未満	22,700	22,300	18,700	18,400	17,800	17,500	
	121,000円未満	27,700	27,200	22,000	21,600	20,000	19,700	
	145,000円未満	32,200	31,700	23,000	22,600	21,000	20,600	
	169,000円未満	36,200	35,600	24,200	23,800	21,700	21,300	
	235,000円未満	44,200	43,400	26,200	25,800	22,600	22,200	
	301,000円未満	48,200	47,400	28,700	28,200	23,200	22,800	
	397,000円未満	51,200	50,300	30,700	30,200	24,000	23,600	
397,000円以上	65,700	64,600	39,500	38,800	30,500	30,000		

・国の階層区分が前年度の所得税額から当該年度の市民税額（8月分までは前年度の市民税額）による算定へ変更になったため、市の階層区分も同様の変更を行いました。

・保育標準時間は1日最大11時間、保育短時間は1日最大8時間の利用時間となり、保育短時間の保育料は保育標準時間の98.3%で設定

・同時入所（園）の場合は、年齢の高い子どもから全額、半額、無料となります。

・18歳未満の子どものうち第2子以降の保育料を申請により軽減

・B階層からD1階層⇒全額免除

・D2階層からD8階層⇒

3歳以上児の場合

（保育短時間認定） 6,600円に軽減

（保育標準時間認定） 6,600円に該当する階層の保育標準時間と保育短時間の保育料の差額を加算した額に軽減

3歳未満児の場合

（保育短時間認定） 9,800円に軽減

（保育標準時間認定） 9,800円に該当する階層の保育標準時間と保育短時間の保育料の差額を加算した額に軽減

※所得制限によりD9階層およびD10階層は軽減対象となりません。

※延長保育料について

保育短時間認定（1日最大8時間の利用時間）の子どもが、時間を超過して園を利用する場合は延長保育料が必要です。利用施設により料金が異なります。詳細は各施設へお問い合わせください。

（公立保育所・認定こども園長時部の場合）

日額100円の延長保育料を徴収します。ただし、それぞれの階層区分の保育標準時間保育料との差額を毎月の延長保育料の上限額とします。5月分の保育から徴収します。

お問い合わせ

こども未来部 保育幼稚園課（山東庁舎） ☎ 55-8134 📠 55-4040